

議案第3号

白井市都市計画事業基金条例の制定について

白井市都市計画事業基金条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

白井市長 笠井喜久雄

提案理由

本案は、都市計画事業基金を創設するため、条例を制定するものです。

白井市都市計画事業基金条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、白井市都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、都市計画事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。